

## 「香取市公立保育所適正配置の指針と実施プラン（案）」 に対するパブリックコメントの実施結果について

「香取市公立保育所適正配置の指針と実施プラン（案）」について実施したパブリックコメントの結果について、次のとおり報告いたします。  
貴重なご意見をお寄せいただき有難うございました。

### 1. 意見募集の結果概要

意見の募集期間	平成22年2月15日～3月10日
意見の提出件数	提出者数： 2名 意見件数： 3件
意見への対応等	意見を参考に案を修正したもの： 0件

### 2. 意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	意見の内容（要旨）	意見に対する考え方	修正有無
1	<p><b>【湖東保育所と新島保育所の統合について】</b> 送迎を頼んでいる祖母が運転免許を持っていないので、合併するのであれば、送迎バスを運行して欲しい。他にも免許を持っていない方が結構いると思うので、検討してください。</p> <p>また、早い時間からやっているという理由で遠い保育園に預けている人もいますので、同じように早い時間から預けられれば、近くの保育園に預けるようになりますと思います。</p>	<p>香取市公立保育所適正配置の指針と実施プラン(案)では、湖東保育所は新島保育所への再編・統合としています。これは平成22年度に地元、保護者の皆さんとの合意形成のもとに進めることとしており、その中で十分検討していきます。</p> <p>また、この指針とプランは、特別保育の充実を進めることとしており、保育時間においても延長保育の実施について検討をいたします。</p>	無
2	<p><b>【保育所の公設民営化について】</b> 現在、全国的に「公立不信」ですが、公立は、利用市民が意見・苦情を申し入れる窓口があります。保育所が公設民営になった場合、どこに意見・苦情を申し立てたらよいのでしょうか。</p> <p>最近の新聞報道で、〇〇市の保</p>	<p>保育所が公設民営になっても、設置は公立ですので、市が苦情を受ける窓口となります。また、民間事業者は、社会福祉法の規定により、「社会福祉事業の経営者による苦情の適切な解決に努めなければならないこと」とされており、このため保育所は、公立、</p>	無

	<p>育園で民営化後に保育士による虐待があった記事が掲載されていました。万が一、このような事態が起こったとき、指定管理者に指名した市にも責任があると思いますが、いち早く事態が把握できる態勢にあるのでしょうか。</p>	<p>私立を問わずに（児童福祉施設最低基準により）必要な措置を講じることとされております。</p> <p>また、指定管理者は、香取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の定めるところにより、市は指定管理者と管理協定を締結しなければなりません。その中で保育所条例並びに児童福祉法等の関係法令による管理基準を基に、その体制を整えております。</p>	
3	<p><b>【保育所の運営内容等について】</b></p> <p>入所率低下の数字には現れていませんが、親たちの間では、色々な不満が飛び交っています。</p> <p>資料中に「公立保育所は、保育需要の安定を欠く地域において保育を推進する方向で、将来の保育サービス向上のためのモデルケースとなる事業を実践します。」とありますが、是非一日も早く、モデルとなっていたきたいです。</p> <p>また、実践案は広く市民（特に親たち）に知らせるべきです。ホームページは便利ですが、子育て中の人達は、なかなかパソコンは開けないものです。情報開示の方法を増やせないでしょうか。</p>	<p>入所率低下をはじめ、保育時間等の保育内容については、本指針と実施プランを通して、今後ともその改善と充実に努めてまいります。</p> <p>また、少子化が進行する中でも、本指針と実施プランを基に、要保育児童のすべての受け入れ、特別保育サービスの充実、地域における子育て支援の拠点機能として、今後とも保育所の充実に努めてまいります。</p> <p>あわせて、保護者をはじめ、市民の皆様方への情報提供に努めてまいります。</p>	

### 3. 問合わせ先

香取市役所 健康福祉部 子育て支援課

TEL 0478-50-1257 / FAX 0478-52-4566